

萬葉と郷歌

——日韓上代歌謡表記法の比較研究——

李鍾徹 著 藤井茂利 訳

萬葉と郷歌

——日韓上代歌謡表記法の比較研究——

李鍾徹 著 藤井茂利 記

江苏工业学院图书馆
藏书章

東方書店

著者略歴

李 鍾 徹 (イ・ジョンチョル)

1935年、韓国京畿道利川生まれ。1961年、ソウル大学校国語国文学科卒業。1966年、ソウル大学校大学院修了。ソウル大学校人文大学教授を経て、現在、翰林大学校人文大学教授。文学博士。主要論著；「萬葉集歌의 正訓字와 郷歌의 訓読字의 運用法比較」「萬葉集歌의 連体格 ‘都・津’과 郷歌의 属格 ‘叱’에 대하여」「日本에 伝授한 百濟의 漢字文化에 대하여」他多数。

訳者略歴

藤井茂利 (ふじい しげとし)

1931年、中国大連市生まれ。1954年、九州大学国語国文学科卒業。1958年、九州大学大学院修了。東海大学文学部助教授、鹿児島大学大学院人文科学研究科教授を経て、現在、福岡大学人文学部教授。主要論著；『新しい国語学』(共著)、「朝鮮資料による九州方言史」「古朝鮮に於ける歌謡の漢字表記」「日本語教育法研究」他多数。

原著：李鍾徹著『郷歌와 萬葉集歌의 表記法比較研究』集文堂 ソウル 1983

萬葉と郷歌 ——日韓上代歌謡表記法の比較研究——

1991年 9月 30日 初版第1刷発行

著 者・李 鍾 徹

訳 者・藤井茂利

発行者・安井正幸

発行所・株式会社東方書店

〒101 東京都千代田区神田神保町 1-3

電話 (03) 3294-1001 振替東京 4-1001

営業電話 (03) 3937-0300

組 版・株式会社東亜出版社(韓国)

印 刷・株式会社平河工業社

製 本・協栄製本株式会社

※ 定価はカバーに表示してあります

© 1991 藤井茂利 printed in Japan

ISBN 4-497-91328-7 C 3098

本書を無断で複写(コピー)することは著作権法上認められている場合を除き、禁じられています。小社は著者から複写(コピー)に係わる権利の委託を受けていますので、複写される場合は必ず小社宛ご連絡ください。

乱丁・落丁本はお取り替えいたします。直接小社までお送りください。

序 文

日本最古の歌集である萬葉集の中に、韓国の文化的素材が見えている、萬葉歌人の中に三国系渡倭人が相当数いる、韓国の動植物名が歌材に用いられている、韓国の民間信仰と習俗が反映されている、歌の形式が韓国の郷歌・歌詞・時調などの形式に似ている、と言えは驚く人も多いと思われる。しかし、これまでの多くの人々の研究の結果によれば、それらのことは厳然たる事実であると考えられる。

三国系渡倭人は自国の文化の伝授と共に、漢字借用による表記の方法をも伝授したと考えられる。なぜなら両国の文章表記法——漢字を借用し、土着化していく過程——が相互一致し、その同質性を発見出来るからである。日本の場合も三国の誓記体と同じ構文法、史読と同じ宣命及び祝詞の表記形式、郷札と同じ萬葉仮名が存在している。このような両国の漢字表記法の同質性は決して偶然の一致ではない。古事記・日本書紀によっても、古代三国が日本に漢字を伝授し、漢字の借用による表記方法を伝授した事実を見ることが出来る〔第一章第2節「韓・日両国表記法の歴史的関係と背景」参照〕。これによって、郷歌と萬葉集歌の表記法上の同質性を明白に推論出来るという大前提を得ることが出来た。

本書が郷歌と萬葉集歌の表記法を比較研究しようとするのは、両者が上古の文学を代表する最も貴重な文化的遺産という点にもあるが、言語的な面から見ても音韻・文法・語彙・統辞構造に至る情報を提供してくれる価値を持っているからである。両者に対する語学的、又は文学的研究は正しい解説から出発するが、正しい解説はその表記法を正確に把握することから始まると思われる。

ところで、郷歌の表記法を把握する場合の最も大きな困難は現存の歌が26首に過ぎない点である。このような資料的制約を克服するには、殆ど同じ時代で漢字借用表記方式をとった萬葉集歌の表記法の比較が不可避なことになるとと思われる。なぜなら萬葉集歌の表記体系と郷歌の表記体系を比較することによって郷歌の表記体系が更に完璧に再構出来る可能性があるからである。萬葉集は郷歌の場合と違って、歌数が4500余首の龐大な歌集であり、比較的単純な日本語の音節構造のため、漢字借用表記の点で成功した表記体系を示し、いわゆる難訓歌11首を除けば、殆ど完璧に解説がなされ

ている。従って萬葉集歌に対する表記体系の理解は即ち郷歌に対する表記体系の理解と直結する。韓国人にも解説が困難な郷歌を、外国人たる小倉進平氏が解説したという事実は注目に値する〈『郷歌及び吏読の研究』1929年〉。萬葉集歌の表記体系とその運用に通じた小倉氏が郷歌研究の先鞭をつけたということは決して偶然ではない。この事実は、即ち郷歌と万葉集歌の漢字借用体系とその運用法が相互に一致していることを立証したものである〔第二章第1節「借字体系」、第2節「借字の運用法」参照〕。

私は『萬葉と郷歌——日韓上代歌謡表記法の比較研究——』が日本語に翻訳され、これに関心を持つ方々に読まれることを望んでいたが、東方書店のご好意によりこれを実現、成就することが出来た。漢字借用表記法の同質的並行性に対する新しい認識によって、語学的或いは文学的に研究を志す方々は勿論、一般の方々にも広く読まれることを希望している。

終りに、ご多忙中翻訳して下さった福岡大学の藤井茂利先生に心から感謝申し上げますと共に、この本の出版にご配慮とご支援下さった東方書店の皆様に感謝申し上げます次第である。

1991年 辛未正月に

春川の南鶴堂で

著 者

翻訳に際して

李鍾徹著『郷歌斗萬葉集歌斗表記法比較研究』を翻訳出版することになったが、翻訳に際して次のことを記しておきたいと思う。

翻訳は原文に忠実であるべきは勿論であるが、原文の通り翻訳すると意の通りになる場合がある。例えば日本語では用いない「兩便」を「兩側」或いは「兩者」と訳すなどがそれで、その場合は適当な語に代えることにした。又、原文が長い文になっていて、その通りの日本語訳をすると語と語との関わり具合が不明確になる場合がある。一般に韓国の文は接続助詞で長く連ねていく傾向がある。その時は文意を明確にするために短文に区切って訳すことにした。原文の文体を伝えることによって作品のニュアンスを出そうとする文芸作品の翻訳と違って、著者の意を伝えることが目的と考えたためである。

原文には郷歌研究者のハングル訳を記載している箇所が随所に現れる。日本語訳を訳者注の形で入れた所もあるが、訳の不必要と思われる所は原文のままにすることにした。

原文は萬葉歌の下にローマ字で読み方を示している。原著は韓国で出版されているので、ひらがなが使えないためでもある。翻訳に当って日本人に読み易いようにひらがなの付訓を施したが、この訓は主として鶴久・森山隆編『萬葉集』（桜楓社）によっている。ローマ字も残しているのは原文の趣を伝えるためと、いわゆる特殊仮名遣の表記のことも加味したためである。原著は横書きになっており、本書もそれをそのまま踏襲することにした。

ところで、この翻訳をする時、先ず原文の逐語訳を下書きし、これに手を入れて日本語らしくした。これを清書して原稿としたが、清書に当って序文の所は鹿児島大学の上赤佳代さんに、他の本文全部を福岡大学の学生、当時久保明美さん・西田博美さん・星野恵利香さんの三人に依頼した。各氏の協力に深甚なる謝意を表したい。なお校正及び索引の作成には上記三人の学生の他に福岡大学の里屋博子さんの協力を得た。併せ感謝の意を表したい。

1991年 福岡大学にて

訳者

ハングル子音字・母音字一覧表

子音字

ㄱ	[k, g]	ㄱ'	[k']
ㄴ	[n]		
ㄷ	[t, d]	ㄷ'	[t']
ㄹ	[r, l]		
ㄴ	[m]		
ㅂ	[p, b]	ㅂ'	[p']
ㅅ	[s, ʃ]	ㅅ'	[s']
ㅇ	(子音なし), [ŋ]		
ㅈ	[tʃ, dʒ]	ㅈ'	[tʃ']
ㅊ	[tʃ']		
ㅋ	[k']		
ㅌ	[t']		
ㅍ	[p']		
ㅎ	[h]		
ㅇ	[ŋ] (現在使用されず)		
ㅇ	[ʔ] (現在使用されず)		
△	[z] (現在使用されず)		
ㅇ	[B] (現在使用されず)		

母音字

ㅏ	[a]	ㅓ	[ɛ]	ㅗ	[wa]	ㅜ	[wɛ]
ㅑ	[ja]	ㅕ	[jɛ]				
ㅓ	[ɔ]	ㅗ	[e]	ㅓ	[wc]	ㅜ	[we]
ㅕ	[jo]	ㅗ	[je]				
ㅗ	[o]	ㅓ	[we]				
ㅛ	[jo]						
ㅜ	[u]						
ㅠ	[ju]						
ㅡ	[wi]						
ㅣ	[i]	ㅓ	[wi]				
ㅏ	[A] (現在使用されず)	ㅓ	[wi]				

萬葉と郷歌

——日韓上代歌謡表記法の比較研究——

目 次

序 文	i
翻訳に際して	iii
ハングル子音字・母音字一覧表	viii

第一章 総 説————— 1

第1節 序 論	3
第2節 韓・日両国表記法の歴史的関係と背景	7

第二章 郷歌と萬葉集歌の表記法————— 17

第1節 借字体系	19
Ⅰ. 漢字の正用	19
1. 訓読字と正訓字	19
2. 音読字と正音字	21
Ⅱ. 漢字の仮用	21
1. 訓借字と訓仮名	21
2. 音借字と音仮名	22
第2節 借字の運用法	42
Ⅰ. 訓読字と正訓字の運用	42
1. 「訓読字＋無添記」及び「正訓字＋無添記」の構造	42
2. 「訓読字＋末音添記」及び「正訓字＋具書」の構造	46
Ⅱ. 音読字と正音字の運用	74
1. 「音読字＋無添記」及び「正音字＋無添記」の構造	74
2. 「音読字＋末音添記」及び「正音字＋末音添記」の構造	76
Ⅲ. 訓借字と訓仮名の運用	78
1. 概念語(lexical form)の表記	78

2. 文法形態素(grammatical morpheme)の表記	89
Ⅳ. 音借字と音仮名の運用	113
1. 概念語(lexical form)の表記	113
2. 文法形態素(grammatical morpheme)の表記	126
 第三章 萬葉集歌表記から見た郷歌解読	 195
第1節 誤字・欠字及び字間の空白に対する補読	197
Ⅰ. 誤 字	197
Ⅱ. 欠字及び字間の空白に対する補読	200
第2節 義訓借と解説	204
Ⅰ. 一字一単位 of 概念語の表記	204
Ⅱ. 一字二単位 of 概念語の表記	207
Ⅲ. 二字一単位 of 概念語の表記	208
第3節 漢語的用法の援用	210
第4節 頭音添記が指示する訓読	218
 第四章 結 論	 223
註	235
参考文献	253
訳者あとがき	257
索引	259

第一章

総説

第1節 序 論

古代の我々の言語と文字を代表する郷歌は、文化的遺産の中でも最も貴重なものの一つで、言語的側面から見ても、音韻・文法・語彙・統辞構造に及ぶ情報を我々に提供している点で唯一無二の価値を持っている。従って、郷歌に対する語学的又は文学的研究は郷歌の正しい解説から出発し、正しい解説は郷札の表記体系を正確に把握する所から始まる。

ところで、郷札の表記体系を把握する時の最も大きな難関は現存の郷歌の作品が26首〔『三国遺事』の14首、『均如伝』の普賢十願歌11首、睿宗の悼二將歌1首〕に過ぎない点である。この資料的制約を免れるためには、殆ど同じ時代の詩歌として借字表記方式を取っている萬葉集歌との表記法の比較が不可避なことと考えるに至った。なぜなら萬葉集歌の表記体系と郷歌の表記体系と比較検討することによって郷歌の表記体系をより完璧に再構出来る可能性があるからである。

萬葉集歌は郷歌の場合と異なり、その歌数が4500余首、異本だけでも20種〔写本15、板本5など〕がある龐大な資料で、村上天皇以後千余年間継続的に解説されて来ているばかりでなく（註1）、日本語の音節構造が至極単純であり、漢字借字表記の観点から見ると比較的成功した表記体系である（李基文、1972：53）。であれば韓日両国の歴史的文化的関係の緊密性から漢字借字表記の同質的並行性を想定することが出来る。従って萬葉集歌に対する表記体系の理解は即ち郷歌に対する表記体系の理解に直結する。郷歌研究の先鞭が萬葉集歌の表記法体系に熟達した小倉進平によって始められたことは決して偶然なことではない〔第一章第2節参照〕。

しかし、小倉進平（1929）は郷札・吏読・口訣の概念規定を試図すること、借字個々の用法を究明して貢献することはあったが表記法の全般的な原理を

把握するには至らなかった。その後梁柱東〈1942〉に至って初めて郷歌表現法の総体的輪廓が現れて来て、その後南豊鉉〈1982：7〉によってその体系が次のように再整理された。

(A) 系列

一. 義字

1. 音読
2. 訓読
3. 義訓読

二. 借字

1. 音借
2. 訓借
3. 義訓借

(B) 系列

1. 正借：原音・訓をそのまま借りたもの
2. 転借：原音・訓を似せて借りたもの
3. 通借：原音・訓の通音を借りたもの
4. 略借：原音・訓の一部を借りたもの
5. 反切：二字の音・訓を反切したもの
6. 戲借：義・音・訓を重ねて借りたもの

* (A) (B) 系列は南豊鉉の区分である

(A) 系列は借字表現法の文字体系全ての基本原理が示されており、(B) 系列は借字体系が運用上で現れる変異に対する分類である。南豊鉉〈1982：8〉は、梁柱東の分類は総体的な観点からの借字表記法の規則化に大きく貢献しているが、用語に説明がなく文字体系と運用という二つの概念を厳格に区別して把握しなかったため、体系中の或る音が運用時に文脈によって変異する現象を合理的に説明出来なかった。このような限界性が梁柱東をして一字十

余音の非合理的な用字法を招来する結果を生じさせた。この梁柱東の一字十余音の用法に対する反省は、早く李崇寧〈1955〉によって提起された。その論は、固有名詞の考察を通して用字体系を推察し、郷歌の用字体系と比較して、その上で二つの体系間に共通性のある同一起源から来たものを明白にして一字一音主義の借字体系の樹立を強力に主張した。ただ許容するものとして対立母音間の融通〔衣・矣：이/의, 等：들/들及び든/든, 良：랑/령及び라/려など〕だけがその限界と決定された。これに対して南豊鉉〈1982：10〉は表意文字と表音文字の混合で実現した表記法で、同一の借字が音でも借用され、訓でも借用される時、その字が表す音が同一になる可能性がなく、これ以外に種々の要因があって、借字を表記した資料を表面上からのみ見ると、一字一音の原理は成立しないように見える。しかしこれと同様の問題点を消去していくと、必然的に表記法は文字体系とその運用から形成される原理の適用になると見なければならぬと指摘し、その代案として代表音と代表語形を設定することから一字一音の原理が成立されるという見解を披瀝した。南豊鉉の借字体系は次のようになる〈南豊鉉, 1982：15〉。

漢字	音	読→音読：借字を音で読み、その原意も生かすもの
		仮→音仮：借字を音で読み、表音符号としてのみの使用
	訓	読→訓読：借字を訓で読み、その原意も生かすもの
		仮→訓仮：借字を訓で読み、表音符号としてのみの使用

ところで郷歌と萬葉集歌の表記体系の対照比較から見る場合、上述した南豊鉉の借字体系の音・訓の原則は、郷歌や萬葉集歌にそのまま適用されるが、読・仮の原則で「仮」の原則はそのまま一致することはない。なぜならば萬葉集歌での「之」「者」などは郷歌の訓読字と同じ正訓字でありながら、文法形態素が表れる「仮」に該当するからである。即ち前者の「之」は「の」か「が」で、後者の「者」は「は」か「ば」と読まれるので、上の四体系中の訓読に対応することになるからである。

漢字の意味を生かしてそのまま用いるか、でなければ漢字の意味を借りて用いるかに基準を置けば、その用語としては「読・仮」よりもやはり、正用（又は正借）、又は仮用（又は仮借）ということが適格であるかも知れない。

萬葉集歌の借字体系〈鶴久、1977：76〉の中、正用に属しているものは正音字・正訓字・義訓字などだが、その中の義訓字だけは郷歌体系からは類例が稀で、日本特有の借字体系であるように思われる。仮用に属しているものは音仮名・訓仮名・戲書などであり、この中の戲書に近い表現は郷歌にも「城上人」〈常⑨〉があるが、これは広く用いられたものではない。

漢字の借字を音で読み、その原意も生かす音読字と正音字、漢字の借字を訓として読み、その原意も生かす訓読字と正訓字などが正用（又は正借）、そして漢字の借字を音で読み、表音符号としてのみ使用する音借字と音仮名、漢字の借字を訓で読み、表音符号としてのみ用いる訓借字と訓仮名など四体系としての借字法の比較が行われている。

本書は次のような内容を持っている。次に続く第2節では韓日両国表記法の背景と歴史的関係を簡潔に明らかにした。萬葉集歌には韓民族の文化的要素が反映された素材、例えば柄戲遊び・韓衣・韓帯・新羅斧・高麗剣などが多く収録されている点、萬葉歌人の中三国系渡倭人〔例えば村主・首・忌寸・連などの姓を持つ蕃別系〕の相当数〔全体306名中46名〕が参与している事実、そして漢字を始めとする三国の表記法の伝授など歴史的関係を明らかにし、郷歌と萬葉集歌の表記法体系の同質性を明白にした。第二章では両国の借字体系とその運用法を比較して同異点を明らかにした。第2節Ⅰ項「訓読字と正訓字の運用」では特に末音添記と萬葉集歌の具書が機能面で一致することを重点的に取り扱った。Ⅲ項及びⅣ項では概念語と文法形態素に分け、運用上の同異点を考察した。第三章は萬葉集歌の表記資料から得た同質的表記様式などを郷歌の解読に適用し、今まで昏迷を重ねている郷歌解読上の問題点を論議する時の補助的手段となるようにした。特に第2節「義訓借と解読」では第二章第2節Ⅲ項と論議の性格が異なるので章を変えて記述した。第四章は本研究を要約して問題点などを提示して結論とした。

第2節 韓・日両国表記法の歴史的関係と背景

韓国と日本と両国に共通する漢字借用表記の同質的並行性は、決して偶然の一致ではなく、歴史的に深い関係に由来しているものである。高句麗・百濟・新羅の三国と同様、古代日本も漢字が輸入される前に日本固有の文字があったという痕跡は見られない。日本に初めて漢字が伝来されたのは応神天皇の時、百濟人の阿直岐と王仁らによってであった。『日本書紀』によれば、西暦276年8月（応神15年）に阿直岐が渡倭して太子菟道稚郎子の師になり、277年2月（応神16年）王仁が渡倭して諸經典を教えた（註2）。『古事記』によれば応神天皇の時、百濟の照古王（肖古王）が和邇吉師（王仁）に論語十巻と千字文一巻を贈らせた記録がある（註3）。

しかし上の記録とは別に、この事実を百濟の阿華王13年（404年）と推定している説もある（註4）。勿論それ以前にも新羅・百濟との往来を頻繁にしていたために、阿直岐及び王仁以外の三国渡倭人によって漢字が伝わっていた可能性の推定を排除することは出来ない。従って、漢字が日本に伝授されたのは、少なくとも404年以前と推定することが出来る。

日本の現存最古の記録は推古朝（554—628年）遺文と言われていたが、日本書紀によれば、これ以前にも三国との頻繁な往来を通して、種々の記録がなされた事実の存在を確認出来る（李鍾徹，1978：30）。353年2月（仁徳41年）には紀角宿禰^{きのつのすくね}を初めて百濟に送り、国郡の壇場を分けた郷土所出を記録する方式を学ばせ（註5），403年8月（履中4年）には諸国に国司を置き言事を記録させ（註6），415年9月（允恭4年）には盟神探湯をして姓氏を記録させ（註7），435年3月（允恭23年）の記録には太子である木梨輕皇子^{きなしのかるのみこ}が新羅歌と推定される志良宜歌^{しらげ}を作り、漢字の借字で表記した（註8）。458年1月（允恭42年）允恭天皇葬礼の時、新羅の^{うたまひのひと}楽人80名が種々の楽器を備えて渡